岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、民間団体など様々な主体とともにＤＸの推進に取り組むためのシンボルとして作成した「岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（使用許諾及び管理を行う機関）

第２条　ロゴマークの使用許諾及び管理は、岩見沢市が行う。

（使用方法等）

第３条　ロゴマークの使用方法等は、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークガイドラインのとおりとする。

（使用の申込み）

第４条　ロゴマークの使用を申込する者（以下、「申込者」という。）は、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用申込書（様式第１号）に記入の上、市長に提出し、その許諾を得るものとする。

２　市長は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

３　第１項の規定に関わらず、市の各部局及び行政委員会が、その所掌事務の遂行または市の施策の広報・周知を目的としてロゴマークを使用する場合は、使用の申込みを要しない。

（使用料及び使用期限）

第５条　ロゴマークの使用料は、無償とし、使用期限は無期限とする。

（使用の許諾）

第６条　市長は、第４条第１項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を許諾するものとする。

（１）岩見沢市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

（２）使用する個人及び団体等が法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

（３）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

（４）ロゴマークの使用に関し、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークガイドラインに定める趣旨や使用方法等と異なる使用をするおそれのあるとき。
（５）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
（６）暴力団排除措置に関する第１０条の規定に該当するとき。
（７）その他、市長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。
２　市長は、ロゴマークの使用を許諾するときは、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用許諾通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。
３　市長は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
４　市長は、使用を許諾しないときは、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用不許諾通知書（様式第３号）により、申込者に通知するものとする。
５　市長は、ロゴマークの利用推進を図る観点から、許諾の内容等について情報を公開することができる。

（許諾内容の変更の申込み）
第７条　許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用内容変更申込書（様式第４号）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。
２　市長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用内容変更許諾通知書（様式第５号）により、申込者に通知するものとする。
３　市長は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書（様式第６号）により、申込者に通知するものとする。
４　第６条の規定は、第１項の申込みについて準用する。

（使用上の遵守事項）
第８条　使用の許諾を受けた者（以下「使用者」と言う。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）許諾された内容により使用すること。
（２）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
（３）岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークガイドラインに従って使用すること。
（４）市長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
（５）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
（６）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用禁止及び許諾の解除）

第９条　市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

（１）第６条第１項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（２）第６条第３項の条件に反したとき。

（３）第８条各号の遵守事項を遵守しないとき。

２　市長は、前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき、又は緊急を要する場合は、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

３　市長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第７号様式）により、使用者に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（暴力団排除措置）

第１０条　前条の規定にかかわらず、市長は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができるものとする。

（１）役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第３２号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同上第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

（２）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

（４）役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しているとき。

（責任の制限）

第１１条 使用者が、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

第１２条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に市長が定める。

２ 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、岩見沢市ホームページ等で告知する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用申込書

年　　月　　日

岩見沢市長 宛

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格・金額等を記入
使用開始予定日	年　　月　　日
連絡先	＜担当者名＞ ＜電話番号＞ ＜メールアドレス＞

※岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークを使用する案件（商品・展示物等）ごとに必要です。

＜添付書類＞

（１）使用イメージがわかるもの（企画書・使用する商品・展示物・広告等の概要がわかるもの）

（２）申込者の概要がわかる書面（名称・所在地・事業内容・団体の場合は団体概要（会社概要）や構成員等がわかるもの等）

様式第２号（第６条関係）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用許諾通知書

第　　号
年　　月　　日

○○○　○○○　様

岩見沢市長

○年○月○日付けで申込みのあった、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークの使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用目的	
使用方法	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

１　許諾された内容により使用すること。

２　許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

３　別添の岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークガイドラインに従って使用すること。

４　市長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

５　許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。

６　許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

様式第３号（第６条関係）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用不許諾通知書

年　　月　　日

〇〇〇　〇〇〇　様

岩見沢市長

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物品又はサービスに係る岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークの使用については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

使用目的	
使用方法	
理由	

様式第４号（第７条関係）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用内容変更申込書

年　　月　　日

岩見沢市長

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

〇年〇月〇日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	
変更内容	

様式第５号（第７条関係）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用内容変更許諾通知書

第　　号
年　　月　　日

○○○　○○○　様

岩見沢市長

○年○月○日付けで、申込みのあった岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
変更内容	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

１　許諾された内容により使用すること。

２　許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

３　別添の岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークガイドラインに従って使用すること。

４　市長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

５　許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。

６　許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

様式第６号（第７条関係）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用内容変更不許諾通知書

第　　号
年　　月　　日

○○○　○○○　様

岩見沢市長

○年○月○日付けで申込みがあった、下記物件に係る岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークの使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

許諾番号	
理由	

様式第７号（第９条関係）

岩見沢市ＤＸ推進ロゴマーク使用禁止・使用許諾解除通知書

第　　号
年　　月　　日

○○○　○○○様

岩見沢市長

○年○月○日付け第　号で許諾した、岩見沢市ＤＸ推進ロゴマークの使用について、下記のとおり（　使用を禁止　・　使用許諾を解除　）します。

１　（使用禁止　・　使用許諾解除）の内容

２　理由